

規則等改正 新旧対照表

1. スポーツ仲裁規則の改正

(1) 改正

現行	改正
第13条1項	
1 仲裁の申立ては、申立人が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から6ヶ月以内、又はそれを知らなかった場合には、その決定をした日から1年以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。	1 の1 仲裁の申立ては、申立人が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から6ヶ月以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。 1 の2 <u>前項にかかわらず、この規則による仲裁は、競技団体が決定を公表した日又は当該決定の申立人に対する通知を発信した日から1年を経過したときは、申し立てることができない。</u>
附則12 この規則は、2014年4月1日から施行する。	附則12 この規則は、2014年4月1日から施行する。 <u>附則13</u> <u>この規則は、2014年10月6日から施行する。</u>

(2) 改正の趣旨

i. 現行規定の課題

- ① 競技団体の決定の日から1年を経過した場合でも、申立人が決定を知った日から6ヶ月以内であれば、申立てが可能と解釈される余地が残る
- ② 競技団体が決定を公表せず、又は申立人に通知せず、決定の日から1年間が経過した場合、申立人に全く帰責性のない理由で、申立期限経過により手続きを利用できない

ii. 改正規定の趣旨

- ① 現行規定を第1項と第2項に分け、第2項の冒頭に「前項にかかわらず」と規定することで、第2項が適用される場合には、第1項が適用されないことを明確化した。
- ② 競技団体が決定を公表しない場合又は当該決定の申立人に対する通知を発しない場合には、1年間の申立期限の起算が始まらず、申立人はいつまでも申立てが可能とした。

2. 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則の改正

(1) 改正

現行	改正
第 50 条 2 項 (仲裁判断)	
<p>2 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の主文において、管理料金、<u>審問料金</u>、<u>手続に必要な費用</u>及び仲裁人報償金について、それらの合計額とその当事者間の負担割合を記載し、さらに、これにより算出される負担額がすでにその者が日本スポーツ仲裁機構に納付した金額を超える当事者があるときは、その差額を相手方に支払うべき旨の命令を記載しなければならない。この判断については理由の記載は要しない。</p>	<p>2 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の主文において、管理料金、<u>手続に必要な費用</u>及び仲裁人報償金について、それらの合計額とその当事者間の負担割合を記載し、さらに、これにより算出される負担額がすでにその者が日本スポーツ仲裁機構に納付した金額を超える当事者があるときは、その差額を相手方に支払うべき旨の命令を記載しなければならない。この判断については理由の記載は要しない。</p>
第 58 条 (料金及び費用の負担)	
<p>当事者は、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程に定める料金及び手続に必要な費用を、第 27 条第 1 項及び第 2 項、第 38 条、第 44 条第 4 項並びに第 45 条第 3 項の規定により負担するほか、次に定めるところにより負担しなければならない。</p> <p>(1) 申立料金は仲裁手続開始の申立てをする当事者が負担する。</p> <p>(2) 管理料金、<u>審問料金</u>及び手続に必要な費用は、スポーツ仲裁パネルが仲裁判断において定める割合に従って負担する。</p> <p>(3) <u>審問予定変更料金</u>は、その変更が当事者の一方からの申し出によるものである場合はその変更を申し出た当事者が負担し、その他の場合は当事者が等額を負担する。</p>	<p>当事者は、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程に定める料金及び手続に必要な費用を、第 27 条第 1 項及び第 2 項、第 38 条、第 44 条第 4 項並びに第 45 条第 3 項の規定により負担するほか、次に定めるところにより負担しなければならない。</p> <p>(1) 申立料金は仲裁手続開始の申立てをする当事者が負担する。</p> <p>(2) 管理料金及び手続に必要な費用は、スポーツ仲裁パネルが仲裁判断において定める割合に従って負担する。</p> <p>(3) <u>審問の予定を変更する際に発生した料金</u>は、その変更が当事者の一方からの申し出によるものである場合はその変更を申し出た当事者が負担し、その他の場合は当事者が等額を負担する。</p>
第 61 条 (日本スポーツ仲裁機構に対する納付)	
<p>1 当事者は、<u>審問料金</u>、<u>審問予定変更料金</u>、<u>仲裁人報償金</u>及び手続に必要な費用に充当するため、スポーツ仲裁パネルの定める金額をその定める方法に従い、その定める期間内に日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 仲裁手続が終了した場合において、第 1 項の規定により納付された金額の合計額が、第 50 条第 2 項の規定によりスポーツ仲裁パ</p>	<p>1 当事者は、<u>審問の予定を変更する際に発生した料金</u>、<u>仲裁人報償金</u>及び手続に必要な費用に充当するため、スポーツ仲裁パネルの定める金額をその定める方法に従い、その定める期間内に日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 仲裁手続が終了した場合において、第 1 項の規定により納付された金額の合計額が、第 50 条第 2 項の規定によりスポーツ仲裁パ</p>

<p>ネルが定めた管理料金等の合計額に<u>審問予定変更料金</u>を加えた金額を超えるときは、日本スポーツ仲裁機構は、その差額を当事者に返還しなければならない。</p>	<p>ルが定めた管理料金等の合計額に<u>審問の予定を変更する際に発生した料金</u>を加えた金額を超えるときは、日本スポーツ仲裁機構は、その差額を当事者に返還しなければならない。</p>
<p>附則 7 この規則は、2014年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 7 この規則は、2014年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則 8</u> <u>この規則は、2014年10月6日から施行する。</u></p>

(2) 改正の趣旨

i. 現行規定の課題

- ① 「審問料金」と「審問予定変更料金」という定義づけされていない料金名の記載がある。
- ② 「審問料金」は、審問の会場を借りる際の借料等を想定していたため、「手続きに必要な費用」に含まれる。

ii. 改正規定の趣旨

- ① 「審問料金」は、「手続きに必要な費用」に含まれるため削除する。
- ② 「審問予定変更料金」は、審問の会場を借りる際の借料等をキャンセルした場合に発生するキャンセル料等を想定していたため、わかりやすくするために「審問の予定を変更する際に発生した料金」と変更する。

3. 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁人報償金規程の改正

(1) 改正

現行	改正
第7条2項（仲裁人報償金の支払い）	
<p>2 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人が辞任その他の理由により仲裁人でなくなった場合は、遅滞なくその仲裁人に関する<u>仲裁人報奨金を支払う。</u></p>	<p>2 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人が辞任その他の理由により仲裁人でなくなった場合は、遅滞なくその仲裁人に関する<u>仲裁人報償金を支払う。</u></p>
<p>附則 4 この規則は、2014年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 4 この規則は、2014年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則 5</u> <u>この規則は、2014年10月6日から施行する。</u></p>

(2) 改正の趣旨：漢字の間違い（報奨金→報償金）

以上